

西東京市新型コロナウイルス感染症対策介護事業所等運営補助金

区分	質問	回答
1	サービス 福祉用具の貸与・販売事業所になりますが、別表を確認すると貸与併設事業所は除くとなっております。この場合、当事業所は対象外となりますか？	福祉用具貸与、特定福祉用具販売どちらも対象です。いずれも実施している場合は福祉用具貸与で申請してください。
2	事業所 令和2年5月～開所した事業所で、前法人から事業を継承するという形で通所介護を引き継ぎ運営しているところですか。上記のような場合、前法人による令和2年1月から3月のいずれかの月においてサービスを実施した実績があり、補助対象期間としては、令和2年2月～4月は前法人、令和2年5月～は現法人において、対象介護事業所の条件に該当しますか？	同じ場所で同じ事業を継続して、サービスを提供していただいている場合は該当します。
3	申請 事業所が複数ある場合の、申請方法は？	法人ごとにまとめて申請してください。
4	経費 効率的にサービス提供をし事業継続をするため介護職員に電動アシスト自転車の導入を検討していますが補助金を活用することは可能ですか	備品の購入も補助対象経費になりますが、減価償却期間の終了前に破棄もしくは譲渡をする場合は事前に市へご相談ください。
5	経費 「(1)継続してサービス提供を行うための事業継続に必要な経費」はどのような経費を指すのでしょうか。社員への給与は該当するのとかか例があればありがたいです。	継続してサービス提供を行うための事業継続に必要な経費であれば用途は限定しません。
6	経費 感染対策のため業務用の空気清浄機を導入したいと考えております。金額が50万円でリース契約をした場合の補助金の申請は1事業所に付き満額の25万円をいただけるのでしょうか。それとも月額で導入月から8/31までのリース月額が対象になるのでしょうか。	令和2年2月1日～令和2年8月31日までに支出した経費が対象になりますので、その期間のリース料で申請してください。
7	経費 対象経費について、具体的例示いただけますでしょうか。 (1) 継続してサービス提供を行うための事業継続に必要な経費 (2) 感染予防対策に必要な経費 (3) 事業に従事する職員へ慰労金や特別手当を支給する経費	(1)継続してサービス提供を行うために必要な経費でしたら、消耗品・物品・人件費・家賃等、用途は限定しません。ただし、市のほかの補助金の経費と重複して計上はできません。 (2)マスク・防護服・消毒液等 (3)特別手当・臨時ボーナス等
8	経費 各事業所での経費区分が複数になってもよいですか。	可能です。
9	経費 勤務体系等(常勤やパートなど)によって金額に差異を付けて支給してよいのか？	法人の実情に合わせてご判断ください。
10	報告 実績報告時の添付資料を具体的にご教示いただけますでしょうか。	実績報告書、実績報告書別紙1、実績報告書別紙2 経費の支出を証明する書類については添付不要ですが、他の書類とともに会計年度終了後(令和3年3月末)5年間保管し、市の求めがあった場合は提出できるようにしてください。
11	報告 交付申請書別紙2には、補助対象期間の説明として「令和2年2月1日～令和2年8月31日の期間に支出した(支出予定の)経費が対象です。」と記載されておりますが、「令和2年8月31日までに支払いが完了していないが、令和2年8月31日までに発注、納品された物品」については、対象となりますか。	支出、(支出予定)の経費が対象なので、8月末までに発注していれば可とします。実績報告は支払い終了後をお願いします。
12	報告 同一敷地内で複数の事業所を運営する場合、同一敷地内で複数の事業所分の物品を一括発注しております。このため、納品書、請求書、領収書について、事業所ごとに発行されておませんが、実績報告の際には、別途内訳を記載する等して、各対象経費を按分して報告すればよいですか。	一括発注したものについて、実績報告別紙2では事業所ごとに按分して報告してください。支出を証明できる書類の提出は必要ありませんが、会計年度終了後(令和3年3月末)5年間保管してください。